

組合費免除について(産育休・休職)

学事組では、産前産後休暇、育児休業、休職の組合員に対して、組合費を徴収しないこととしています。

様式はホームページに掲載しています。また、WEBでの申請も可能です。

免除内容

- ・ 産休開始日の翌月から組合費免除となります。
(開始日が月の初日の場合は当月から免除)
- ・ 組合費の徴収月は7・9・11・1月です。免除期間の始期が分かり次第、お早目の提出をお願いします。
- ・ 出産予定日で提出された場合は終期の変更の有無にかかわらず確定後の期間の再提出をお願いします。
- ・ 育児休業中に次の産休に入る場合は、組合費免除期間が延長となります。その場合は、改めて免除届を提出してください。

※休職の場合も期間の変更がありましたら上記と同様に再提出をお願いします。

申請方法

- ・ 該当者本人から本部へ提出

様式・WEB フォームの URL はがくじそ HP の様式のページにも掲載しています。

【産育休による組合費免除届フォーム】



<https://forms.gle/nin3enHWBtXcm8dj9>

【休職による組合費免除届フォーム】



<https://forms.gle/2Z6teTbLegWTbFBb7>

担当・問い合わせ先

書記次長 関市立安桜小学校 瀨瀬あかね

TEL:0575-22-5421 FAX:0575-24-7962